

# 令和7年度 京都市立勧修中学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、時代によってその様態を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条や平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

### ○構成員 (生徒指導委員会)

学校長 教頭 生徒指導部長 支援教育部長 補導主任 学年主任 生徒会主任 養護教諭 育成代表  
SC (スクールカウンセラー) 教育相談主任

### ○役割

- ・いじめの未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う。

### ○開催時期 週1回

### ○生徒・保護者への周知方法

いじめ対策委員会の役割や構成員等を、生徒や保護者・地域などへ学校ホームページ・学校だよりなどを通じて周知する。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめ未然防止のための取り組み

##### ○学習環境の整備

- ・すべての生徒に学習基盤の定着を図り、日常的に学習規律(学びの作法)の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

##### ○授業改善の充実

- ・校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

##### ○道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。
- ・生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として表れる、人権意識を高める取り組みを行う。

##### ○生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動を通じて、教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

##### ○生徒同士の絆づくり（学級、縦割り、部活等）

- ・学級において、「生徒総会」「体育大会」「合唱コンクール」などの学校行事を中心に、学級の中でのより良い集団づくりを目指す。
- ・小中連携の中で生徒会を中心に、「小中交流会」や「小中連携プロジェクト」などに取り組み、中一ギャップの解消や小中の繋がりづくりを図る。
- ・部活動において、生徒が学年や学級の所属を離れて、共通の興味や内容を追求する中で、自己の特性、能力の発見やその伸長、より豊かな人格を形成することを進める。

#### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

##### ○日常の生徒の関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。また、いじめを受けた児童生徒やいじめを見聞きした児童生徒が、身近な存在である学級担任などの教職員に相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーや保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。

##### ○生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加えいじめの記名式アンケート、クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケートわたしの毎日アンケート)を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のいじめの記名式アンケート、クラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用していく。

##### ○検証と組織的対処

- ・いじめの記名式アンケートの結果については、生徒に丁寧に聞き取りを実施し、各クラス・各学年間だけでなく、いじめ対策委員会で共有し、いじめの発見・適切な対応等、いじめ問題の取組の推進や生徒指導に活用する。なお、その原本は、個人名や筆跡などの個人を識別できる情報を有するため厳重に取扱い、また調査により把握した情報の記録は、整理したうえで公文書として保存年限等を順守し保存する。

#### (3) いじめが起こったときの措置・再発防止に向けた取組

##### ○兆候や疑いの情報共有・対応の流れ

- ・いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒

双方の話を個々に丁寧に聞き取り、何があったのかについての事実確認を行う。

- ・聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。また、こうした取組経過や把握した情報については、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- ・確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。
- ・保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、生徒や保護者の不安をできる限り取り除くように取り組む。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーや「子どもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめを受けた生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ・組織的に決定した対応方針の下、いじめを行った児童生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。
- ・必要に応じ、周囲の生徒への指導等を行う。
- ・いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。
- ・いじめの中には、犯罪行為としてとらえるべき事案や生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案については、教育委員会に直ちに報告、連携し、被害を受けた生徒の意向も十分に考慮のうえ、所轄の警察署とも十分に連携し対処する。
- ・緊急性が高くないと思われる事案についても、その内容によっては警察との連携が有効な場合もあり、必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど所轄の警察署との情報の共有や連携を図る。

参照：<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

#### ○インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、個人所有の携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすみます。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みを認知した場合、適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。

#### ○見守り及び再発防止に向けた取り組み

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること  
いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。
- ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

### (4) 教職員の資質能力向上の取組

#### ○内容

校内研修会でいじめ防止対策に関する研修（生徒指導研修・教育相談研修など）を実施する。  
日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

#### ○実施時期

生徒指導研修（4月）  
教育相談研修（5月）  
学年会等の情報交換（隨時）

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

### 前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携

方法の確認・周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□児童生徒、保護者、地域への周知

□いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や  
体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、  
聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。  
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）  
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

### ○情報発信

PTA 活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

### ○啓発

#### 生徒の啓発

京都市こども未来会議のテーマやまとめを様々な機会で捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

#### 保護者の啓発

生徒がいじめや人間関係の不調に陥った際に現すサイン等の具体例やいじめに対する対処法について、より具体性をもたせて学校だより等に掲載する。いじめに関する研修や、IT 機器に関する保護者研修等を PTA と協力し実施する。スクールカウンセラーやいじめ 110 番など、具体的な相談窓口を周知する。

### ○協同の取組

京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。

## 5 重大事態への対処

### ○基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30 日を超える期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### ○重大事態が発生したときの対応

法第 28 条第 1 項に基づき、学校は、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

## 6 年間計画

いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

いじめの防止等基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を受け、いじめ対策委員会において、作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）を行う。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	・いじめ対策委員会（毎週） 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ・校内研修 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認」 【生徒理解・生徒指導】	・入学式 ・学級開き ・学年集会 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校だより 【いじめの周知】 ・保護者懇談 ・教育課程説明会で保護者啓発
5	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 ・校内研修 【生徒理解・教育相談】	・修学旅行（3年）	・クラスマネジメントシート（1回目） ・教育相談	・学校だより ・学校運営協議会
6	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 【いじめアンケートとクラスマネジメントシートの結果の情報共有】	・生徒総会 ・夏季大会激励会 ・情報モラル教室 ・校外学習（1年） ・校外学習（2年）	・いじめに関するアンケート【記名式】	・学校だより ・休日参観 ・携帯教室
7	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ・学校評価（7月）	・夏季学習会 ・性に関する学習		・学校だより ・保護者懇談
8	・夏季研修会 「学校評価の結果文責（PDCAサイクル）」 「学校評価を受けて改善策立案」 ・支部授業研修会	・夏季学習会 ・生徒会サミット		
9	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」	・学校祭取組み (学級集団づくり)		・学校だより
10	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」	・学校祭	・クラスマネジメントシート (2回目)	・学校だより ・保護者懇談（3年）
11	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 【いじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果の情報共有】	・生徒会役員選挙 ・非行防止教室 ・薬物乱用防止教室	・いじめに関するアンケート【記名式】 ・教育相談	・学校だより ・非行防止教室（1・2年）
12	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 「教育相談の結果の共有」 ・学校評価（12月）	・人権学習 ・小中交流会		・学校だより ・保護者懇談
1	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 「学校評価の結果振り返り（PDCAサイクル）」 「学校評価を受けて改善策確認」	・3年生を送る会に向けての取組 ・チャレンジ体験（2年）		・学校だより ・家庭地域教育講座
2	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 ・職員会議 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 【学校いじめ防止プログラム見直し】	・3年生を送る会に向けての取組	・小中連携	・学校だより ・学校運営協議会
3	・いじめ対策委員会（毎週） 「各学年情報交換・経過報告」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・学級のまとめ ・卒業式		・学校だより

- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。
- ※ 日常の「学習環境の整備」、「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」においても継続的に「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」を推進していく。  
=すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指す。
- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時に速やかに開催する。
- ※ 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3カ月経過）については、その後の定期的な「いじめ対策委員会」で、隨時行き情報等を共有する。